

令和6年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金 里山林の整備と利用に対する助成（林野庁事業）



交付金の特徴

①対象となる活動は、面的な森林整備

森林整備とは、森林を育成するために行う植林、下刈り、木竹の除間伐等です。

②対象となる場所は、里山林（林業経営が成立しづらい森林）

雑木林や竹林はもちろん人工林も対象になります。

③交付の期間は、原則として3年間



一度採択を受けたら原則3年間にわたって交付金が継続されます。（申請は年度毎に必要）

④全額を活動に要する人件費（日当）として使える

活動に要する消耗品費（ヘルメット、ノコギリ、防護具等）、資機材費（チェーンソーや刈払機等）、傷害保険の保険料等も対象になります。

活動メニュー（注）交付単価は年額。交付金額の上限は1組織当たり年500万円。

メインメニュー（必須。いずれか1つ以上を必ず実施。）

②地域環境保全タイプ （里山林保全）	③地域環境保全タイプ （侵入竹除去・竹林整備）	④森林資源利用タイプ
 <p>雑草木の刈払い、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、植栽、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置等 （最大120,000円/年・ha）</p>	 <p>竹の伐採・搬出・処理・利用等。タケノコや竹材の収穫、竹炭や竹チップへの加工も対象。「侵入竹の除去」とは雑木林や人工林等に侵入した竹を取り除く活動 （最大285,000円/年・ha）</p>	 <p>用材、薪、炭、きのご原木、木質チップ等とするための樹木の伐採・搬出、特用林産物の植付・採集等。薪、きのご原木、炭、木質チップへの加工も対象 （最大120,000円/年・ha）</p>

サイドメニュー（必要に応じて選択）

①活動推進費	⑤森林機能強化タイプ	⑦資機材・施設等
 <p>林況調査や詳細な作業計画の立案、研修等 （初年度のみ112,500円）</p>	 <p>歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修等 （800円/年・m）</p>	 <p>②～⑥の活動に必要な資機材・施設の整備。チェーンソー、刈払機、チップパー、電気柵等の購入額の1/2以内を支援。ただし、林内作業車、薪割機、薪ストーブ及び炭焼き小屋等の補助率は1/3以内</p>
<h3>⑥関係人口創出・維持タイプ</h3> <p>（年50,000円）</p>		<p>地域外関係者の参加を得て②～④の活動を行う際の事前調整、受入準備、事後の意見交換等</p>

活用例 地域の課題・困りごとの解決に役立ちます。

地域の課題・困りごと	交付金の活用例
森林がササや灌木の藪に覆われ、地域の景観が悪化し、ゴミの不法投棄も心配だ。藪にイノシシが棲みつき、農地や住宅等への獣害の温床となっている。	ササや灌木を刈払って景観を改善し、見通しのよい明るい森林を取り戻す。森林の藪を刈払ってイノシシが棲みつかないようにする。
長年にわたり間伐や枝打ち等の管理がなされていないので、倒木や枯損木が多く、台風や大雨のたびに倒木、落枝、土砂流出、鉄砲水等の被害が心配だ。	間伐や枝打ちを行い、倒木や落枝の発生を防ぎ、地面の草を発達させて土砂流出の防止を図る。倒木や枯損木を処理し、鉄砲水の防止を図る。
雑木林が藪に覆われて林床植物や昆虫が乏しくなり、生物多様性が喪失している。	藪に覆われた雑木林で刈払いや落ち葉かきを行い、明るく林床植物が豊かな雑木林に再生させる。
竹林が枯れた竹で覆われて地域の景観が悪化し、ゴミの不法投棄、山火事、土砂崩れも心配だ。隣の農地や宅地にも竹が侵入して困る。森林に竹が侵入し、そこに生育する樹木が枯死してしまった。	倒れた竹や枯れた竹を片付けて、タケノコを利用できる美しく健康な竹林を取り戻し、隣地への竹の侵入を防止する。森林に侵入した竹を除去して樹木を救出する。

募集説明会・現地相談会

オンライン説明会

開催日は、5月2日、5月10日、6月14日、7月12日。時間は14時～16時。開催1週間前までにお申し込みください。対面による説明を希望される方は事務局へご相談ください。

現地相談会

制度の説明はもちろん、申請予定地のGPS計測、モニタリング調査の初回調査、数値目標の検討等、申請に必要な作業をお手伝いします。ご希望の方は事務局へご相談ください。

報告の事務はコツをつかめば簡単 毎年2月末日までに報告して下さい。

- ポイント1 毎回、作業者の集合写真を撮影する。集合写真は参加人数を確認できるように撮影。
- ポイント2 作業前・作業中・作業後の写真は、林相が同じ森林につき、年度内に1枚ずつ提出。作業前と作業後を比較して、今年度の成果（森林の状態変化）が比較できるように撮影。
- ポイント3 交付金は原則として活動参加者の日当として支払う。支払方法は様々ですが、最も簡単な方法は、活動日ごとの出席者が分かる「出席表」を領収書とし、年度末にまとめて日当を払う。

申請できる組織は？

東京都、埼玉県及び神奈川県内の里山林を保全・利用する活動組織。里山林整備に参加する地域住民や森林所有者など3名以上で構成されること。NPO法人等が単独で実施することも可能です。

申請の締切日等

	1次募集	2次募集	3次募集	4次募集
申請の締切日（受理日）	4月22日	5月31日	6月28日	7月31日
活動着手可能日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日

- (注1) 1年目の申請は、申請後の現地調査で面積と目標等を確認を終えた後に受理します。
- (注2) 申請額が予算額に達した場合は受付を終了します。
- (注3) 次年度の申請を希望する方は、12月28日までに申請書案をご提出くだされば、次年度の要望額に反映します。（採択を約束するものではありません）
- (注4) 書類の不備により申請書を受理できない場合は、書類を補正して次回の募集で申請していただきます。
- (注5) 報告書の提出期限は令和7年2月28日です。



詳細は・・・

当機構のホームページから募集要領と申請書様式等をダウンロードしてご覧下さい。

→<http://www.kouryu.or.jp/service/satoyama.html>

お問合せ先 ご相談は随時受付

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町45番地
神田金子ビル5階

一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構
森林・山村多面的機能発揮対策事務局

TEL: 03-4335-1985（土日祝休日を除く平日9:30～12:15、13:00～17:45）

FAX: 03-5256-5211 E-Mail: satoyama@kouryu.or.jp

